

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

## ページ

○指定管理者の指定	(消費生活・文化課)	一
○指定管理者の指定	(海外ビジネス支援室)	一
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	二
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	二
○保安林の指定施業要件の変更	(同)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)	(同)	二
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	三
○指定管理者の指定	(都市計画課)	四
○指定管理者の指定	(住宅課)	四
○土地改良区役員の退任の届出	(東部地方振興事務所)	四
○土地改良事業計画変更の適当の決定	(同)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(教育庁教職員課)	四
○指定管理者の指定		六
○選挙管理委員会		七
○政治団体の届出		七
○政治団体の届出事項の異動届		七
○政治団体の解散届		八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十二年分)		八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分)		八

## 告示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分)

八

○宮城県告示第三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十五年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県慶長使節船ミュージアム

二 指定した団体の名称及び所在地

公益財団法人慶長遣欧使節船協会

石巻市渡波字大森三十番地一

三 指定期間

平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第三十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十五年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

みやぎ産業交流センター

二 指定した団体の名称等

1 名称  
夢メッセみやぎ管理運営共同事業体

2 構成員の名称及び所在地

財団法人みやぎ産業交流センター 仙台市宮城野区港三丁目一番七号

同和興業株式会社 仙台市青葉区一番町四丁目六番一号仙台第一生命タワービルディング

株式会社河北新報社 仙台市青葉区五橋一丁目二番二十八号

株式会社仙台放送 仙台市青葉区上杉五丁目八番三十三号

東北放送株式会社 仙台市太白区八木山香澄町二十六番一号

三 指定期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十五年一月十八日

一 処分を行った地区の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

中沖地区

二 処分の年月日

平成二十五年一月十一日

○宮城県告示第三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字坂本六三

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大郷町大松沢字下逆川一の二、字主殿田二の二、二二の一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大郷町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

柴田郡川崎町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(一) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(一) 次の図「及び」次のとおりは、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
黒川郡大和町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(一) 次の図「及び」次のとおりは、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十五年一月十八日

一 許可を取り消した年月日  
平成二十五年一月七日

二 商号又は名称等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

株式会社石森八ウジング 石森 更治	株式会社東北試 皆川 武美	株式会社洗心建 佐々木 博嗣	株式会社県南衛 生工業 葉坂 勝	株式会社正 戸部 正	株式会社岡崎電 気 岡崎 輝男	商号又は名称及 び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設 許可 番号	申請区分及び許可 を取り消した建設 業の種類	受付年月日
丁目七・三十八	仙台市太白区西多賀三	仙台市青葉区水の森三 丁目三十四・二十	柴田郡村田町大字足立 字稲荷山四十四	仙台市宮城野区日の出 町二丁目二・十三	大原五十二・三	牡鹿郡女川町女川浜字	般・二十三 号三百八十七	一部廃業 管工事業	平成二十四年 十一月五日	
般・二十二 号一万八千八 百七十八号	般・二十 号一万五千二 百三十三号	般・二十 号一万五千 八十六号	特・十九 号一万三千九 百二十八号	般・特・二十 号一万二千二 百十五号	一部廃業 管工事業	一部廃業 管工事業	平成二十四年 十二月三日	全部廃業 建築工事業	平成二十四年 十二月三日	
全部廃業 建築工事業	全部廃業 さく井工事業	全部廃業 土木工事業 とび・土工事業 は装工事業	一部廃業 特建設業 土木工事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業 石工事業 は装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	一部廃業 特建設業 土木工事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業 石工事業 は装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 内装工事業 防水工事業 防錆工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	一部廃業 管工事業	全部廃業 さく井工事業	平成二十四年 十二月三日	全部廃業 さく井工事業	平成二十四年 十二月三日	

大工工事業  
屋根工事業  
タイル・れんが・  
フローリング工事業  
内装仕上工事業

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十五年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

仙台港多賀城地区緩衝緑地

二 指定した団体の名称及び所在地

株式会社東北ダイケン

仙台市青葉区一番町三丁目六番一号

三 指定期間

平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十五年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

改良県営住宅、地区施設及び改良住宅駐車場並びに特定公共賃貸住宅及び駐車場

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県住宅供給公社

仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

三 指定期間

平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、河南矢本土地区役員の内装仕上工事業の退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十五年一月十八日

宮城県東部地方振興事務所

所長 大 内 仁

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十四年十二月二十日	佐々木 壽 男	東松島市小松字明神下二百七番地	理 事

○宮城県告示第四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、登米吉田土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年一月十八日

宮城県東部地方振興事務所

所長 大 内 仁

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年一月十八日から平成二十五年二月十八日まで

三 縦覧場所

登米市、登米市登米総合支所、登米市米山総合支所、登米市豊里総合支所

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 入札に付する事項

- 1 調達物品及び数量 宮城県総合教育センターコンピュータシステム賃貸借 一式
- 2 調達物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 賃貸借期間 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
- 4 設置場所 千九八一・一二二七 宮城県名取市美田園二丁目一番地の四 宮城県総合教育センター

## 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）、の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）、又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十五年一月二十四日（木）午後五時までに提出すること。

## 三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八二四三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁教職員課管理班 伊藤 香菜(電話〇二二・二二一・三六三二)

3 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年一月二十四日から平成二十五年一月二十五日までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年一月二十五日午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十五年一月二十九日(火)午前九時から平成二十五年一月三十日(水)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十五年一月三十日(水)午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時まで(1)到達するもの提出するものとする。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

平成二十五年一月三十一日(木)午前十時 宮城県庁行政舎十六階 教職員課

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Items/Service Required: Lease of computers and operating system (including maintenance) for the Miyagi Prefectural Education Center
- 2 Duration of Contract: From April 1, 2013 to March 31, 2018
- 3 Place of Delivery: Miyagi Prefectural Education Center
- 4 Deadline for Bid: 5:00 p.m. January 30, 2013
- 5 Contact Person: Kana Ito, Management Section, Personnel Division, Miyagi Prefectural Board of Education, 3-8-1 Honcho Aoba-ku Sendai-shi Miyagi-ken 980-8423, Japan phone: 022-211-3631

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十五年一月十八日

宮城県教育委員会

宮城県選挙管理委員会

一 公の施設の名称  
宮城県婦人会館

二 指定した団体の名称及び所在地  
財団法人みやぎ婦人会館  
仙台市宮城野区榴ヶ岡五番地

三 指定期間  
平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

選挙管理委員会

○宮選管告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があつた。

平成二十五年一月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地光輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
あべとしき後援会	阿部 利基	山根 茂樹	石巻市中里七・一・六	平成二十四年十一月一日
おおたき信子後援会	佐藤 義郎	宮野よしえ	栗原市築館下宮野岡田二・三	平成二十四年十二月十四日
佐藤のりお後援会	中川 壽一	濁沼 栄一	栗原市栗駒沼倉林一〇	平成二十四年十一月十日
自民党米山支部を支援する会	川原 美治	川原 美治	登米市米山町中津山字西千貫二二四	平成二十四年十二月十九日
本木忠一後援会	吉田 忠美	本木美也子	石巻市大瓜字八津山三三・一	平成二十四年十二月二十八日

○宮選管告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があつた。

平成二十五年一月十八日

政党の支部	政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
自由民主党宮城県薬剤師支部	自由民主党宮城県薬剤師支部	代表者 佐々木孝雄	生田泉太郎	平成二十四年十二月二十六日
自由民主党色麻町支部	自由民主党色麻町支部	主たる事務所の所在地 新早坂六二	加美郡色麻町一の関字原屋敷一	平成二十四年十二月七日
日本維新の会衆議院宮城県第一区支部	日本維新の会衆議院宮城県第一区支部	代表者 山田 康雄	遠藤 悦次	平成二十四年十二月十四日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

岩佐てつや後援会

小山修作後援会

幸福実現党仙台東後援会

仙南政治研究会

高平としお後援会

中野正志後援会

宮城県商工政治連盟加美支部

宮城県藤井基之薬剤師後援会

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動事項	委員長	届出年月日
岩佐てつや後援会	岩佐 哲也	岩佐 哲也	仙台市青葉区山手町九・一	新	黒田 忠良	平成二十四年十二月十九日
小山修作後援会	丹野 進平	丹野 進平	仙台市青葉区山手町九・一		真壁 茂信	平成二十四年十二月十九日
幸福実現党仙台東後援会	長谷部俊治	長谷部俊治	仙台市宮城野区東仙台五・二二・一五		後藤 昌徳	平成二十四年十二月十一日
仙南政治研究会	長久保圭太	長久保圭太	仙台市宮城野区南光台東一・二・二六		吉澤 武志	平成二十四年十二月二十六日
高平としお後援会	佐藤 勝	佐藤 勝	仙台市宮城野区二十人町一三三		文屋 宣夫	平成二十四年十二月二十六日
中野正志後援会	府田 政之	府田 政之	加美郡加美町字南小路一・六二・一		森 益朗	平成二十四年十二月二十二日
宮城県商工政治連盟加美支部	赤澤 一雄	赤澤 一雄	加美郡加美町字南小路一・六二・一		遠藤 悦次	平成二十四年十二月二十六日
宮城県藤井基之薬剤師後援会	佐々木孝雄	佐々木孝雄	仙台市宮城野区南光台東一・二・二六		生田泉太郎	平成二十四年十二月二十六日

宮城県薬剤師連盟  
代表者 佐々木孝雄  
氏名  
生田泉太郎  
平成二十四年十二月二十六日

○宮選管告示第四号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。  
平成二十五年一月十八日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 菊地光輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

日本維新の会衆議院宮城県第一区支部 榎 秀隆 平成二十四年十二月十四日

新党きづな宮城県第2区総支部 齋藤 恭紀 平成二十四年十一月十五日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

おおたき信子後援会 佐藤 義郎 平成二十四年十二月十日

本木忠一後援会 伊藤 和男 平成二十四年七月三十一日

○宮選管告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
平成二十五年一月十八日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 菊地光輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

おおたき信子後援会

報告年月日 24. 12. 14（24. 12. 10解散）

1 収入総額 0

2 支出総額 0

本木忠一後援会

報告年月日 24. 5. 1（24. 7. 31解散）

1 収入総額 2,610,000

本年収入額 2,610,000

2 支出総額 2,601,392

3 本年収入の内訳 個人の内訳 (870人) 2,610,000

個人の党費・会費

4 支出の内訳 政治活動費 2,601,392

政治活動費

組織活動費 2,601,392

○宮選管告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
平成二十五年一月十八日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 菊地光輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

おおたき信子後援会

報告年月日 24. 12. 14（24. 12. 10解散）

1 収入総額 0

2 支出総額 0

本木忠一後援会

報告年月日 24. 5. 1（24. 7. 31解散）

1 収入総額 8,608

前年繰越額 8,608

2 支出総額 0

○宮選管告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
平成二十五年一月十八日



新党さつな宮城県第2区総支部

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(政党の支部)

新党さつな宮城県第2区総支部

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号

公職の候補者の氏名 齋藤 恭紀

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 24.12.6(24.11.15解散)

2 支出総額 0

(その他の政治団体)

おたき信子後援会

報告年月日 24.12.14(24.12.10解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

本木忠一後援会

報告年月日 24.12.25(24.7.31解散)

1 収入総額 8,608

前年繰越額 8,608

2 支出総額 8,608

3 支出の内訳 8,608

政治活動費 8,608

寄附・交付金 8,608

1 収入総額 17,800,038

本年収入額 17,800,038

2 支出総額 17,800,038

3 本年収入の内訳 17,800,000

本部又は支部から供与された交付金に係る収入 17,800,000

新党さつな本部 38

その他の収入 38

一件十万円未満のもの 38

4 支出の内訳 15,929,583

経常経費 12,498,612

人件費 174,088

光熱水費 436,294

備品・消耗品費 2,820,589

事務所費 1,870,455

政治活動費 576,376

組織活動費 1,276,424

機関紙誌の発行その他の事業費 1,276,424

宣伝事業費 17,655

調査研究費 0

1 収入総額 0